

# 新 第6次計画の体系図 (案)

沼津市男女共同参画推進条例第3条に定める6つの基本理念(資料右下参照)を4つの目標に再構築

女性活躍推進法、DV防止法、女性支援新法に定める計画であることの位置付け



第5次計画では、女性活躍推進法、DV防止法、コロナ禍対応に関連する視点を記載しましたが、これらの要素は条例の基本理念を踏まえた基本目標及び基本的施策を再構築することによって表現し、新たに沼津市男女共同参画推進委員会での指摘事項や国の動向を参考にして、計画全体の推進において留意すべき事項を記載することとしました。

- ①既往の計画を引き継ぎ、取組を進めるべき領域を明示するとともに各領域の相互作用を企図
- ②、③沼津市男女共同参画推進委員会で指摘のあった計画全体を通じた課題を明示

### 【沼津市男女共同参画推進条例 第3条に定める6つの基本理念】

- (1) 男女の人権を尊重し、性別による差別的取扱いを受けることのない個性と能力の発揮
- (2) 性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれない、あらゆる分野における活動の自由な選択
- (3) 男女の対等な政策・方針決定過程への参画
- (4) 家庭生活における活動と職場、学校又は地域における他の活動との両立
- (5) 互いの性を理解し、妊娠、出産等の意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたる身体的、精神的、社会的に良好な状態の生活
- (6) 国際社会の動向を踏まえた男女共同参画推進